

埼玉県建築設計業務委託監督要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県が発注する建築工事及び建築設備工事の設計業務委託の適正かつ円滑な実施を推進するため、その監督について法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(監督員の定義)

第2条 この要綱において監督員とは、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第89条の規定に基づき監督員として指定された職員をいう。

(監督員の任務)

第3条 監督員は、課(所)長の指揮、監督を受け、履行期間内に設計理念を満足する設計図書が完成するよう受注者を指導監督しなければならない。

(監督員の心構え)

第4条 監督員は、厳正かつ、公平に設計業務の監督にあたらなければならない。

(関係法令等の適合)

第5条 監督員は、設計業務を進めるに当たり建築基準法、消防法その他関係法規等に適合するよう指導しなければならない。

(契約図書等の把握等)

第6条 監督員は、あらかじめ当該設計業務に係る契約書、契約約款、設計仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。）その他関係法規等を十分に理解するとともに設計目的物の要望を熟知し、設計業務が完全に履行されるよう努めなければならない。

(課(所)長に対する報告等)

第7条 監督員は、適時適切に設計業務の経過を課(所)長に報告し、その指示を受けなければならない。

(受注者に対する指示、承諾等)

第 8 条 監督員が行う受注者に対する指示及び承諾等は、この要綱に定めるところにより書面で明確に行い、疑義の残らないようにしなければならない。

ただし、緊急を要する場合、監督員は、受注者に対し口頭による指示等を行うことができるものとし、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

また、監督員は、受注者と連絡を密接に行い、指示事項の徹底及び確認を図らなければならない。

(監督員の交替)

第 9 条 監督員が、設計業務完了前に交替するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面に明示して後任者に引継ぎ、これを課(所)長に報告しなければならない。

第 2 章 書 類

(整備書類)

第 10 条 監督員は、設計業務に関する次の各号に掲げる書類等を整備しておくなければならない。

- (1) 委託業務実務要覧
- (2) 設計仕様書に示す適用基準
- (3) 別冊の図面、特記仕様書、現場説明書、質問回答書
- (4) その他課(所)長が必要と定める書類

(課(所)長に報告を要する提出書類)

第 11 条 監督員は、受注者から次の各号に掲げる書類が提出されたときは、十分その内容を検討し、課(所)長に報告しなければならない。

- (1) 管理技術者等通知書(約款関係様式第 2 号)
- (2) 業務工程表(約款関係様式第 8 号)
- (3) 業務計画書
- (4) 配置図、平面図、立面図、矩計図及び設備系統図
- (5) 成果物
- (6) 委託業務完了通知書(約款関係様式第 4 号)
- (7) 協力事務所承諾願(共通仕様書関係様式第 1 号)
- (8) 技術援助に関する協議
- (9) 図面表示に関する協議
- (10) 履行期間延長申請書(約款関係様式第 7 号)

- (11) 著作権に関する協議
- (12) 条件変更等に関する請求書
- (13) その他必要と思われる書類

(監督員の事務)

第12条 監督員は、必要に応じ、設計業務に関する協議、指示及び承諾等の事項について記録する事務を処理しなければならない。

第3章 監督

(業務の促進に対する指揮監督)

第13条 監督員は、業務工程表に基づき業務の進捗状況を把握し、業務の遅延のおそれがあるときは、受注者に注意し、その旨を業務報告書（様式第1号）により課(所)長に報告しなければならない。

(別契約の関連業務との調整)

第14条 監督員は、当該設計業務と別契約の関連業務に関して十分な調整をさせ、設計業務全体の円滑な進捗が図れるよう指導しなければならない。

(業務の内容の変更等)

第15条 監督員は、業務内容を変更し又は、業務の全部又は一部を一時中止する必要があると認めるときは、速やかに、業務報告書により課(所)長に報告しなければならない。

(秘密の保持等)

第16条 監督員は、受注者及び協力事務所に対して、秘密の保持に関し十分な指導監督を行わなければならない。

第4章 諸手続

(履行期間延長の事務処理)

第17条 監督員は、受注者から履行期間延長申請書が提出されたときは、速やかに、その内容を調査し、業務報告書により課(所)長に報告しなければならない。

(管理技術者等の変更)

第18条 監督員は、管理技術者等について業務に著しく不相当と認められると

きは、理由を付して業務報告書により課(所)長に報告しなければならない。

(契約の不履行)

第19条 監督員は、受注者が正当な理由なくして契約の目的を達成できないおそれがあると認めた場合、速やかに実状を調査し、これを業務報告書により課(所)長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 5年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成12年 5月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。